

農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める実施計画

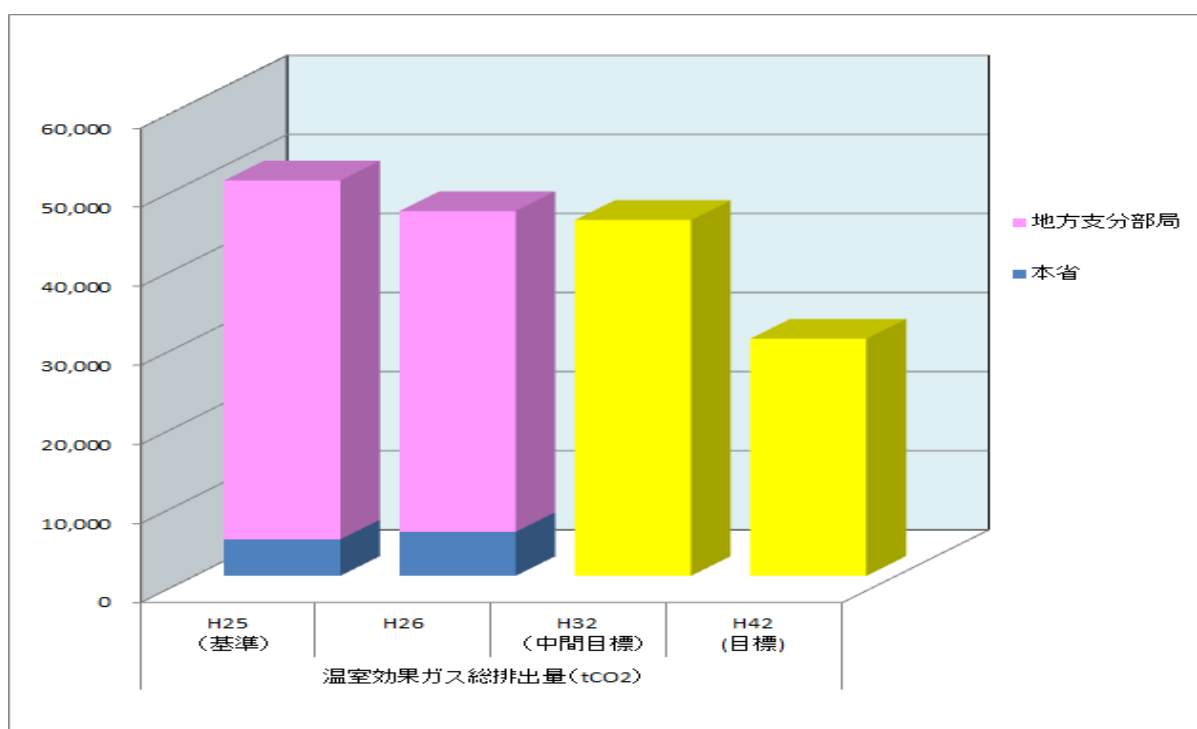
平成29年3月22日
農 林 水 産 省

平成27年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。この「パリ協定」及びそれに先駆け平成27年7月に気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策の総合的な推進を図るため、「地球温暖化対策計画」が平成28年5月13日に閣議決定された。農林水産省においては、「地球温暖化対策計画」に掲げられた中期目標（平成42年度に平成25年度比▲26.0%（平成17年度比▲25.4%））を確実に達成するため、施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策を推進するとともに、これまで積極的に実施している日常の業務等における省エネルギー等の取組についても、これまで以上に社会全体への普及を牽引する率先的な役割を果たすことが重要である。

こうしたことから、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、農林水産省が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、この実施計画は、取組の進捗状況及び環境技術の進歩状況等を踏まえ、一層の削減が可能である場合等必要に応じて適切に見直すこととする。

【温室効果ガス排出量の推移】



第1 実施計画の対象となる事務及び事業

原則として、農林水産省が行うすべての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象とはしていないが、農林水産省が所管する独立行政法人に対しても実情に応じた地球温暖化対策の率先的な取組を促すこととする。

第2 実施計画の期間

対象とする期間は、平成28年度から平成42年度までとし、平成31年度までの実施状況、技術の進歩等を踏まえ、平成32年度中に、平成33年度以降の実施計画を見直すものとする。

第3 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として、平成42年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、平成32年度までに10%削減することを目標とする。

ただし、農林水産省の船舶（用船を含む。）の使用に伴う温室効果ガスの排出については、削減目標の対象外とするが、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。

第4 温室効果ガス排出量等の点検・公表

実施計画の期間中、毎年度、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減の進捗状況を定量的に点検を行い、確実に目標が達成されるように努める。点検に当たっては、透明性の確保及び率先的取組の普及を促す観点から、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況や、組織単位の進捗状況について実施計画に定めた各種指標や過去の実績値等との比較に基づく評価等を行い、公表する。また、組織の大幅改編等があった場合には、こうした要因についても分析を行い、公表する。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

建築物の建築、管理等に当たっては、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成25年3月29日国土交通省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木

材利用促進法」という。) 、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の趣旨を十分踏まえ、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入・使用に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の趣旨を十分踏まえ、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

3 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

計画的な定時退庁の実施、休暇の取得促進及びテレワークの推進等の温室効果ガスの排出の抑制にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。また、職員に対する地球温暖化対策に関する研修等を実施するとともに、地球温暖化対策に関する活動について職員の自主的な参加の促進を図る。

第6 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1 施設のエネルギー使用量

(1) 目標

ア 電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成32年度までに、平成25年度比で概ね10%以上削減することに向けて、エネルギー消費効率の高い機器の導入や庁舎における節電等に努めるとともに、節電等のための取組を徹底する。

イ エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、平成32年度までに、平成25年度比で概ね10%以上削減することに向けて、計画的な管理、削減に努める。

(2) 建築物の建築、管理等に当たってのエネルギー使用量の抑制等

ア 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

イ 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

(ア) 規模の大きい庁舎から順次、省エネルギー診断を別紙のとおり実施する。

省エネルギー診断を実施した施設において、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ効率的な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画実施する。

(イ) エネルギー管理の徹底を図るため、中央合同庁舎第1号館に、ビルのエネルギー管理システム(以下「BEMS*1」という。)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取

*1: 建物の設備、機器等に各種センサーを設置して、エネルギー使用量等のデータの蓄積・分析により運用の効率化・最適化を図るシステム

り組む。

(ウ) BEMSにより把握した消費量等のデータについては、農林水産省のホームページにおいて公表する。

ウ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

(ア) 屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能や日射遮蔽性能の向上に努める。

(イ) 公共建築物等木材利用促進法に基づき庁舎等における木材の利用に努める。

(ウ) 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

エ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備等の導入

(ア) 空調設備の新規導入及び更新時において、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(イ) 給湯器へのエコマイザー^{*2}の導入により、ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を行う。

(ウ) 施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を導入する。

オ 冷暖房の適正な温度管理

(ア) 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程、暖房の場合は19度程度）を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。

(イ) コンピュータ室の冷房について、コンピューターの性能が確保できる範囲内で設定温度を保つ等の適正な運用に努める。

カ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

(ア) 庁舎等の敷地について、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。

(イ) 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置^{*3}の導入を図る。

(ウ) エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

(エ) 照明に反射板を取り付けるなどにより、照度の向上に努める。

キ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

(ア) 施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

(イ) 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置^{*4}等の導入を図る。

(ウ) 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットの導入を図る。

(3) エネルギー消費効率の高い機器等の導入等

ア LED照明の導入

(ア) LED照明のストックでの導入割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目標とする。

*2：ボイラーの排熱を回収、給水の余熱に利用することにより高効率化を図る装置

*3：モーターの電源周波数を変えることで、回転数を効率的に制御する装置

*4：受電設備の最大需要電力の発生を監視する装置

(イ) このため、以下の方針に沿ってLED照明を導入する。

- ① 庁舎等の新築・改修時には原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明のLED照明への切替は以下のとおりとする。
 - ・平成27年度時点で設置・更新後15年を経過している照明については、原則として平成32年度までにLED照明への切替を行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯*5以外の照明機器（FL蛍光灯*6等）は、費用削減効果及び省エネルギー効果が極めて大きいことを踏まえ、平成32年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入して、照度の昼間調整等を行うことにより省エネルギー効果を高める。
- ④ 既存照明からLED照明に切替を行う時は、リース方式の契約などにより、費用の平準化を図る。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入

パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン、暖房便座等の家電製品等の機器を計画的に、省エネルギー型の機器等へ切替を進める。

また、機器の省エネモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ その他

庁舎内の自動販売機の設置について、オゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（以下「HFC*7」という。）を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング*8等の機能を有する省エネルギー型の機器への変更を促すとともに、設置台数の見直しに努める。

また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等の省エネルギー化を促す。

(4) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ア 電源スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- イ 夏季における執務室での服装は「クールビズ」を、冬季における執務室の服装は「ウォームビズ」とする。
- ウ 冷暖房中の窓、及び出入口の開放禁止を徹底する。
- エ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- オ 照明の点灯について、昼休みは原則消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲とし、それ以外は消灯をするなど、照明の点灯時間の縮減など節電の取組を徹底する。
- カ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。また、執務室においても、可能な限り自然光の活用を図る。
- キ 直近階に移動する際の階段利用を奨励する。
- ク 冷蔵庫の温度設定を最適化するなど効率的使用を図る。

(5) 温室効果ガスの排出の少ない燃焼設備、燃料の選択等

- ア 現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG

*5：高周波点灯（インバータ）式蛍光灯、FL蛍光灯に比べて消費電力が低い

*6：点灯管点灯（グローランプ）式蛍光灯、旧式で点灯するまで時間を必要とする

*7：特定フロン生産中止により代替フロンとして普及、温室効果ガスの一面を持つ

*8：自動販売機で販売される直近の飲料のみを冷却する方法

等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。

- イ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG 等の温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料を使用するものとする。
- ウ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な限り、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に転換できるようにする。

2 公用車の燃料使用量

(1) 目標

公用車で使用する燃料の量を平成 32 年度までに、平成 25 年度比で概ね 15%以上削減とすることを目標とする。このため、公用車利用の抑制・効率的利用等に努める。

(2) 次世代自動車の導入等

ア 次世代自動車の導入

農林水産省の公用車については、平成 42 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV*⁹）、燃料電池自動車（FCV*¹⁰）、クリーンディーゼル自動車、CNG 自動車）がない場合を除き、次世代自動車とすることに向けて努めることとする。

平成 32 年度の間目標として、公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることを目標とする。

- (ア) 更新時等にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- (イ) 公用車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない公用車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

イ 省エネルギーに資する機器の導入

- (ア) 有料道路を利用する公用車について、ETC 車載器を設置する。
- (イ) 3 メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機の活用により、燃料使用量の抑制等が見込まれる場合には、当該機器を導入する。

ウ バイオ燃料の利用

バイオエタノール混合ガソリン及びバイオディーゼル燃料を積極的に導入する。

(3) 自動車の効率的利用等

ア 公用車等の効率的利用等

- (ア) 公用車一台ごとに走行距離、燃費を把握する。
- (イ) 待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止の励行を図る。
- (ウ) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- (エ) 夏季におけるカーエアコンの設定温度を 1 度アップする。
- (オ) 不要な荷物を積まない。また燃料を満タンにしない。
- (カ) 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- (キ) 急発進、急加速を行わない。
- (ク) エンジンブレーキを積極的に使用する。
- (ケ) 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を原則自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関とする。

① 警備上支障のある場合

*9：ハイブリッド自動車に、家庭等で充電出来る機能を追加した次世代自動車

*10：水素と酸素の化学反応により発電した電気を使い、モーターを回して走行する次世代自動車

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

② 業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

また、地方支分部局等においても、地域の実状に応じて、同様の取組を実施するよう努める。

(コ) 不要不急のタクシー利用を抑制する。

(ク) より温室効果ガスの排出の少ない公用車を優先的に利用する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態を精査し、公共交通機関の積極的な利用等により、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(4) 自転車の活用

日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の共同利用を一層推進する。

3 用紙類の使用量

(1) 目標

用紙類の使用量を平成 32 年度までに、平成 25 年度比で概ね 10%以上削減することを目標とする。このため審議会資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）、業務における資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を極力行うこととする。

(2) 環境負荷の小さい用紙類の調達

ア コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高い用紙類を調達することとし、調達割合の向上に向けて計画的に実施する。

イ 事務用封筒（紙製）は、合法性が証明された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）を使用した製品を調達する。

ウ 印刷物は、合法木材等や再生紙を使用した紙製品を使用する。また、間伐材由来のものを使用する際には間伐材配合率を、再生紙由来のものを使用する際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合は、市中回収古紙を含む間伐材や再生紙を使用した紙製品の使用拡大が図られるような配慮を行う。

(3) 用紙類の使用量の削減

ア コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量を各部局単位などで管理し、その削減を図る。

イ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

ウ 各種報告書類の規格の統一化を進め、ページ数や部数についても必要最小限となるよう見直しを図る。

エ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

オ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り両面コピーとする。また、使用済み用紙の裏紙使用を行う。

カ 書類の保管・管理の電子化により、保存書類の減量化を図る。

キ 使用済み封筒を再使用する。

4 上水使用量

(1) 目標

事務所の単位面積当たりの上水使用量を平成 32 年度までに、平成 25 年度比で 10%以上削減することを目標とする。このため、庁舎における節水等に努める。

(2) 節水機器等の導入等

ア 節水機器等の導入

水多消費型の機器から節水型の機器への買換えを計画的に進める。また、新規に購入する場合は、節水型の機器とする。

イ その他節水等の推進

- (ア) 家庭と同じタンク式のトイレについては、節水器具をタンク内に取り付けることにより、節水を進める。
- (イ) 必要に応じて水栓に節水コマを取り付け、また、必要に応じて水道水圧を低圧設定とする。
- (ウ) 水漏れの点検箇所を精査し、定期的に点検を実施する。
- (エ) 公用車の洗車は、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力行う。

(3) 建築物の建築、管理等に当たっての水の有効利用

- ア 雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて設置し、適切に管理する。
- イ 排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて設置し、適切に管理する。
- ウ 給水装置等の末端に、感知式の洗浄弁・自動水栓等を設置する。

5 廃棄物の量

(1) 目標

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本の方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）を踏まえて削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を図る。

(2) 環境負荷の小さい物品等の調達等

ア 製品等の長期使用等

- (ア) 容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。
- (イ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- (ウ) 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努める。
- (エ) 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品を選択して購入する。

イ 購入時の過剰包装の見直し

簡略な包装の製品を選択して購入する。また、可能な限り、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いた製品を選択して購入する。

ウ その他

- (ア) 庁舎内の売店に対して、レジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を

呼び掛ける。

- (イ) 弁当及び飲料については、リターナブル容器で販売されるものの購入と適正な回収ルートによる再使用を促す。

(3) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

ア ごみの分別

- (ア) 十分な数の分別回収ボックスを執務室内に配置して、廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- (イ) 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等を外して分別する。

イ 廃棄物の減量

- (ア) 使い捨て製品の購入を抑制する。
- (イ) 用紙類の使用量の削減を図る（3(3)と同じ。）。
- (ウ) リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- (エ) 秘密文書及び要機密情報（機2及び機3）の書面を復元困難な状態にする場合は、可能な限りリサイクルが可能となるよう、煮つぶし処分等の方法にする。
- (オ) コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- (カ) 庁舎の厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- (キ) 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- (ク) 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられている場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- (ケ) 生ごみ等については、リサイクルが可能となるよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- (コ) OA機器及び家電製品並びに公用車を廃棄物として処理する場合には、適正に処理する。
- (サ) 物品の在庫管理を徹底し、期限切れによる廃棄を防止する。
- (シ) 個人用のごみ箱を順次減らしていく。

ウ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

- (ア) 樹木を剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- (イ) 敷地内の緑化や保水性舗装の整備を図るとともに、散水など環境の保全を図る。

6 森林の整備・保全の推進及び木材等バイオマス資源を使用した製品の使用等

(1) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や管理・保全の適切な推進を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(2) 合法木材等バイオマス資源の循環利用等

ア 木材利用の推進

- 「新農林水産省木材利用推進計画」（平成28年4月改定）に基づき、農林水産省自らが率先して、再生産可能で環境への負荷の小さい木材の利用拡大に取り組む。
- (ア) 公共工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工種・工法を積極的に導入する。
 - (イ) 合法木材等の木材を使用した紙製品の使用を進める。
 - (ウ) 紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆カードケース、額縁、

ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

(エ) 事務机及び会議机については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

(オ) 庁舎の建築等に当たっては、木造化、内装の木質化を積極的に推進する。

(カ) 庁舎内の食堂において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル、粘着テープ、簡易コップ等については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ その他

(ア) 文具類、機器類、制服・作業服等について、再生材料から作られたものを使用する。

(イ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

7 その他温室効果ガスの排出の抑制等

(1) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

ア HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進

(ア) 庁舎等の冷蔵庫、空調機器、自動販売機及び公用車のカーエアコンの購入、交換について、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、HFC の代替物質を使用した製品の導入を図る。また、HFC を使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより少ない機器の導入を図る。

(イ) エアゾール製品を使用する場合は、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、HFC の代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出抑制

フロンを使用する事業用機器の使用について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時の漏えい対策に努める。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の施設の電気機械器具を廃棄、整備する場合は、極力六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

エ その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

(ア) 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるように、製品等の仕様等の事前確認を行う。

(イ) 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報を適切に活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

(ウ) 物品の選択に当たっては、資源採取から廃棄物までのライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮する。

(エ) バイオマス燃料、都市ガス、LPG 等の温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を図る。

(3) メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の排出の抑制

- ア 農林水産省の水田における水管理方法の改善を極力行う。
- イ ほ場における施肥方法の改善を極力行う。
- ウ 家畜の飼養管理技術の開発に関する研究を進める。
- エ 家畜排せつ物の適正処理やバイオマス資源として利用するための技術開発に関する研究を進める。
- オ エネルギー供給施設においては、エネルギー使用の合理化を図る。

(4) 建築物の建築、管理等における温室効果ガスの排出の抑制等

ア 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- (ア) 建設資材については、再生された資材又は再生可能なものの使用に努めるとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- (イ) HFC を使用しない建設資材の利用について、木材の利用や安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ促進する。
- (ウ) 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力行う。

イ 再生可能エネルギー等の有効利用

- (ア) 燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の再生可能なエネルギーを活用した設備を、建築物の規模、構造等の制約に留意して、可能な限り導入する。
- (イ) 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り導入する。
- (ウ) 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加を検討する。
- (エ) 建築物の規模・構造等を踏まえ、エネルギー使用の合理化を図るため、燃料電池を含むコージェネレーションシステム^{*11}や廃熱を利用した設備の導入を図る。
- (オ) コージェネレーションシステムの運営時間は、システムの停止中の電力購入量の増加と、燃料使用量の減少を比較して温室効果ガスの排出量が最小となるよう適切なものとする。

ウ 太陽光発電の導入

太陽光発電の導入について、以下の整備方針に基づき進める。

- (ア) 新築の庁舎については、太陽光発電の導入を図る。
- (イ) 既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断して太陽光発電を導入し、整備に当たっては、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮する。
- (ウ) 必要に応じて(ア)及び(イ)に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。
- (エ) 庁舎等施設の周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備を図る。
- (オ) 太陽光発電による発電量を表示するなど、効果についての説明が可能となるように配慮して整備するものとする。

エ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- (ア) 発注者として支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するように促す。

*11：内燃機関等の排熱を利用して動力、温熱、冷熱を取り出し利用する高効率なエネルギー供給システム

- (イ) 合法性が認められる合板型枠の使用に努めることとする。
- (ロ) 発注者として出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を促す。
- (エ) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- (オ) 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- (カ) 発注者として建設廃棄物等の抑制を図るとともに、建設業者による適正処理を確認する。

(5) エネルギー使用量の抑制等に向けた新しい技術の導入

- ア 建築物の建築等について、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、環境配慮契約法の基本方針に則り、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- イ 民間での導入実績がない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できるもの等については率先的導入に努める。

(6) 農林水産省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア 農林水産省が主催するイベントについては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を推進する。また、イベントを民間に委託して行う際には、グリーン電力^{*12}の活用を促す。
- イ 農林水産省が後援等をするイベントについても、アに掲げられた取組が行われるように促す。

8 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。
水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降に、会議は原則として行わない。
- イ 有給休暇の計画的消化の一層の徹底と、事務及び事業の見直しによる、残業の削減を図る。
- ウ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ パンフレット、庁内LAN等により、地球温暖化対策に関する活動や研修について、情報提供を行い、シンポジウム、研修会へ職員が積極的に参加できるよう便宜を図る。
- ウ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ア 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の

*12：風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーにより発電された電力

積極的な参加に便宜を図る。

- イ 地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。
- ウ 家庭において、温室効果ガスの排出削減に寄与する「環境家計簿」や「スマートメーター*13」、「家庭エコメーター」の活用による電気、ガス等の自己管理の実施を奨励するなど、国民運動の推進に資する取組への参加を促す。

(4) その他

- ア 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省 CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- イ 職員から温室効果ガスの排出の抑制に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

9 農林水産省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

農林水産省の実施計画の推進のため、農林水産省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設け、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

- ア 本部長は、危機管理・政策評価審議官をもって充てる。
- イ 副本部長は、大臣官房参事官（環境）、大臣官房参事官（経理）をもって充てる。
- ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。
 - ① 大臣官房秘書課長
 - ② 大臣官房文書課長
 - ③ 大臣官房予算課長
 - ④ 大臣官房政策課長
 - ⑤ 大臣官房広報評価課長
 - ⑥ 大臣官房地方課長
 - ⑦ 国際部国際政策課長
 - ⑧ 検査・監察部調整・監察課長
 - ⑨ 統計部管理課長
 - ⑩ 消費・安全局総務課長
 - ⑪ 食料産業局総務課長
 - ⑫ 生産局総務課長
 - ⑬ 経営局総務課長
 - ⑭ 農村振興局総務課長
 - ⑮ 政策統括官総務・経営安定対策参事官
 - ⑯ 農林水産技術会議事務局研究調整課長
 - ⑰ 林野庁林政部林政課長
 - ⑱ 水産庁漁政部漁政課長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- ア 実施計画の改定案の作成に関すること。

*13：家庭等の電力使用量をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた次世代電力計

- イ 実施計画の推進に関すること。
- ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

(3) 実施計画の評価・点検に当たっての各委員の役割

以下の組織・施設を担当する委員は、当該組織・施設における燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起を行う。

- ア 本省庁舎：大臣官房参事官（環境）、大臣官房参事官（経理）
- イ 農林水産政策研究所：大臣官房政策課長
- ウ 農林水産研修所：大臣官房秘書課長
- エ 地方農政局、北海道農政事務所：大臣官房地方課長、大臣官房参事官（経理）
- オ 植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所：消費・安全局総務課長
- カ 農林水産技術会議事務局産学連携支援センター：農林水産技術会議事務局研究調整課長
- キ 森林管理局、森林技術総合研修所：林野庁林政部林政課長
- ク 漁業調整事務所、水産庁船舶：水産庁漁政部漁政課長

(4) 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、大臣官房参事官（経理）において処理する。

別紙

省エネ診断の実施対象施設

農林水産省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

○第1段階：平成29年9月末までに実施する施設

施設名	住所
① 中央合同庁舎第1号館	東京都千代田区霞が関1丁目2-1

○第2段階：平成30年度から平成31年度までに実施する施設

施設名	住所
①産学連携支援センター（共同利用施設）	茨城県つくば市観音台2丁目1-9
②京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁 子風呂町102
③岡山第2地方合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1
④関東森林管理局庁舎	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
⑤北見地方合同庁舎	北海道北見市青葉町6番8号
⑥東北農政局土地改良技術事務所庁舎	宮城県仙台市宮城野区幸町3丁目14-1
⑦宮崎県拠点庁舎	宮崎県宮崎市老松2丁目3-17
⑧徳島県拠点庁舎	徳島県徳島市中昭和町2丁目32番地
⑨東北森林管理局庁舎	秋田県秋田市中通5丁目9-16
⑩農林水産研修所庁舎	東京都八王子市廿里町36-1
⑪農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市鯉淵町5930-1
⑫農林水産研修所つくば館庁舎	茨城県つくば市榎戸748番1
⑬森林技術総合研修所	東京都八王子市廿里町1833-94